

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和6年第10回選挙管理委員会定例会
- 2 開 催 年 月 日 令和6年10月3日(木)
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前9時54分～午前10時23分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○議案第21号 一関市職員倫理規程の制定の専決処分に関し、承認を求めることについて
○議案第22号 選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第23号 選挙人名簿に登録すべき者について
○議案第24号 投票所の指定について
○議案第25号 共通投票所の指定について
○議案第26号 共通投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻の繰上げについて
○議案第27号 期日前投票所の指定について
○議案第28号 在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる期日前投票所の指定に

ついて

- 議案第29号 開票の場所について
- 議案第30号 ポスター掲示場の総数について
- 議案第31号 ポスター掲示場の設置場所について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 0人

委員長

開会

(議案第21号 一関市職員倫理規程の制定の専決処分に関し、承認を求めることについて)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、一関市職員倫理規程の制定について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により委員会を招集する暇がないと認め、9月19日付けで専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

職員倫理についてですが、各行政委員会を含む市としましては、これまでも機会を捉えて、利害関係のある業者との接し方などについて全職員に周知をして徹底を図ってきたところですが、この度の元職員、それから現職の職員が、いわゆる官製談合防止法違反等により逮捕され、市役所の庁舎が強制捜査されたことなどを受けまして、市では一関市入札制度等改革本部を設置し、再発防止に向けた検討を進めているところでございます。

8月23日に開催された改革本部会議において職員倫理規程の概要を決定し、本訓令を速やかに施行する必要があったことから、専決処分を行ったものでございます。

本訓令につきましては、市全体で統一的な取り扱いとするため、市長部局のほか、各行政委員会、公営企業含めた合同訓令ということで制定するものでございます。

それでは一関市職員倫理規程の概要をご説明したいと思います。

まず第1条でございますが、目的として市民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保する旨を規定しております。市職員の行動規範となるものです。

第2条につきましては、定義でございます。本訓令で用いる用語の定義について規定してございまして、訓令の対象となる職員でございますが、地方公務員法第3条第2項に規定されている一般職に属する一関市職員、一般職となりますので、特別職は対象外というふうにしてございます。

そして第3条、倫理行動の基準でございます。職員が認識すべき行動の基準、心構えとして5つの事項を定めております。

まず1つとしまして、市民全体の奉仕者であり、常に公正な職務

の執行に当たらなければならないこと。

2つとして、公私の別を常に明らかにし、職務や地位を私的な利益のために利用してはならないこと。

それから3つとして、利害関係者から贈与等を受けるなど、市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならないこと。

4つとしまして、職務の遂行に当たり、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組まなければならないこと。

5つとして、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこととございます。

第4条は利害関係者についてで、許認可等の相手方や補助金等の相手方などと定めております。

7ページになりますけれども、第5条の利害関係者との禁止行為とございます。禁止行為といたしましては、金銭物品または不動産の贈与を受けること、金銭の貸付を受けること、無償で物品または不動産の貸付を受けること、無償で役務、サービスのことでございますが、その提供を受けること、未公開株式を譲り受けること、供応接待を受けること、遊技や旅行をすること、第三者に対し上記の行為をさせることの9つを定めております。

第6条は禁止行為の例外といたしまして、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、その行おうとする行為の態様などから、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招く恐れがない場合に限り、今申し上げました第5条の禁止行為が例外として認められるということとございます。

第7条は利害関係者以外の者との禁止行為とございます。

社会通念上、相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を職員が受けることを禁止することを規定してございます。

最後、第12条、贈与等の報告についてとございます。

事業者等から1件につき5,000円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与、もしくは供応接待を受けたとき、または講演等の報酬の支払いを受けたときは、その金額、年月日、相手方などを記載した報告書を提出するということを定めてございます。

それから附則でございます。本訓令の施行期日でございますが、この資料では空欄となっておりますが、9月30日というふうなことになってございます。

これにつきましては、先ほど合同訓令と説明いたしましたが、合同訓令とするために各行政委員会等における決裁日により調整されたものでございます。

委員長 議案に対する質疑

阿部委員 選挙管理委員会の場合、実際に該当するような、考えられるような事例はあるのでしょうか。

事務局長 今回も選挙の執行に当たり、様々な入札や契約等を行っておりますので、それが利害関係者に当たるというのがありますし、選挙の執行そのものについて何か便宜を図るようなことが、候補者や候補者の事務所関係からあれば、そういうことが利害関係ということになると思います。

委員長 原案のとおり可決

(議案第22号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第23号 選挙人名簿に登録すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、令和6年9月30日までに死亡した者、それから転出後4か月を経過した者を選挙人名簿から抹消するとともに、令和6年10月9日現在において別冊の者を新たに選挙人名簿に登録するものでございます。

登録者の数、内訳でございます。

令和6年9月30日までに死亡した者、男57人、女91人の計148人。

転出後4か月を経過した者、男77人、女86人の計163人で、これらを合わせた男134人、女177人の合計311人を抹消し、新規登録者といたしまして、年齢要件に係る者、男84人、女62人の計146人、住所要件に係る者として、男104人、女61人の計165人、これらを合

わせた男188人、女123人の合計311人を新たに名簿に登録しようとするものでございます。

これによりまして、令和6年10月3日現在の名簿登録者数ですけれども、男44,857人、女47,634人の合計92,491人となります。

参考として、選挙人名簿の登録者数に基づき決定し、告示することとされている直接請求に係る法定署名数を記載してございます。

また、選挙人名簿の登録者数の投票区別内訳につきましては、次の会議でお示ししたいと思っております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第24号 投票所の指定について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙、第26回最高裁判所裁判官国民審査、参議院岩手県選出議員補欠選挙における投票区投票所につきまして記載のとおり、投票所69か所を指定するものでございます。

この69か所につきましては、昨年度行いました岩手県知事選挙、岩手県議会議員選挙と同数となっております。

なお、変更となった場所が2か所ございます。

1つ目でございますけれども一関第18投票区、昨年度の選挙では一関工業高等専門学校でございました。今回、学校側との行事の日程調整等の関係で、岩手県南技術研究センターに変更してございます。

それから2つ目は室根第3投票区でございます。こちらが室根ひこばえの森交流センターから室根小学校に変更となっております。こちらにつきましては、選挙の執行日である10月27日ですが、室根地域におきましては、室根特別大祭が開催されるということで、と

の特別大祭において、ひこばえの森交流センターが様々な準備をする際の会場となっているということで、使用できないことから室根小学校に変更するものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第25号 共通投票所の指定について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、公職選挙法第41条の2におきまして、選挙人の投票の便宜のため必要がある場合は、市町村の区域内のどの投票区に属する人でも投票ができる投票所を設けることができると規定されております。今回の選挙におきましても、イオンスーパーセンター一関店、千厩ショッピングモールエスピアの2か所の商業施設に共通投票所を設置しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第26号 共通投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻の繰上げについて)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、共通投票所におきましても、投票区の投票所と同じく、投票所の開始時刻につきましては2時間以内で繰り上げ、または繰り下げ、閉鎖時刻につきましては4時間以内で繰り上げることができ

ると規定されております。

そこで、共通投票所につきましては、開始時刻を1時間繰り下げて午前8時から、閉鎖時刻を2時間繰り上げまして、午後6時までとしようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第27号 期日前投票所の指定について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、参議院岩手県選出議員補欠選挙の期日前投票所を告示日翌日の10月11日から、第50回衆議院議員総選挙、第26回裁判所裁判官国民審査の期日前投票所を同じく公示日翌日の10月16日から10月26日まで開設するものでございます。

時間につきましては、午前8時半から午後8時までとしております。

次に各支所等でございます。

花泉、大東、千厩、東山、藤沢の各支所、それから室根曲ろくふれあいセンター、川崎農村環境改善センター、大東コミュニティセンターにおきましては、10月22日から10月26日までの間、期日前投票所を開設するものであります。

それから、商業施設においては、イオンスーパーセンター一関店については午前10時から午後8時まで、千厩ショッピングモールエスピアについては午前9時から午後7時までとなっております。

特例期日前投票所といたしまして、山目市民センター笹谷分館、内野生活改善センター、市之通自治交流会館、京津畑交流館山がっこに開設するものでございます。

笹谷分館につきましては10月25日、大東地域の3か所につきましては10月26日の開設となります。

このほか、移動期日前投票所といたしまして、3日間開設をいたします。第1移動期日前投票所につきましては藤沢地域の3か所、第2移動期日前投票所につきましては室根地域と千厩地域、第3移動期日前投票所については一関地域ということで、それぞれ開設をしようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第28号 在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる期日前投票所の指定について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、在外選挙人名簿に登録されている方の投票につきましては、在外投票がありますが、国内での期日前投票所での投票も可能ということになっております。これにつきましては、市役所の本庁を期日前投票所として指定しようとするものであります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第29号 開票の場所について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、今回の第50回衆議院議員総選挙、第26回最高裁判所裁判官国民審査及び参議院岩手県選出議員補欠選挙の開票会場につきまして、これまでの選挙と同じく一関市狐禅寺の一関市総合体育館に

おいて行おうとするものであります。開票の日時につきましては、10月27日の午後8時5分開始の予定ということでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第30号 ポスター掲示場の総数について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、公職選挙法第140条の2におきまして、市町村の選挙管理委員会はポスター掲示場を設けなければならないと規定されております。ポスター掲示場の総数につきましては、第2項におきまして、政令の基準に基づいて定めることとされておりまして、その政令の基準により算定した数から、都道府県選管との協議を経て、数を減じることができるという規定がございます。

今回の選挙におけるポスター掲示場の総数につきましては、昨年度の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙と同数の437か所にしようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第31号 ポスター掲示場の設置場所について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、具体的なポスター掲示場の設置場所についてであります。土地の所有者の変更や、土地の形状等により、昨年度執行いたしま

した岩手県知事選挙、岩手県議会議員選挙のポスター掲示場の設置場所から6か所変更してございます。

各地域ごとに設置するポスター掲示場の一覧はこのとおりとなっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会